

栃木市省エネ診断支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する栃木市省エネ診断支援補助金（以下「補助金」という。）については、栃木市補助金等交付規則（平成22年栃木市規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、省エネ診断を受診する市内事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、二酸化炭素排出量の削減を促進し、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、「省エネ診断」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ診断
- (2) 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費交付要綱（令和3年3月26日20210125財資第2号。以下「国要綱」という。）に基づく地域エネルギー利用最適化取組支援事業における間接補助事業者が実施する省エネ診断
- (3) 国要綱に基づく中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業における間接補助事業者が実施する省エネ診断

(交付の対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所（本店、支店、営業所、事務所その他事業を行うために

必要な施設をいう。以下同じ。)を有し、かつ、市内で事業活動を営む者

(2) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 国又は他の自治体から同種の補助金の交付を受けている者

(2) 栃木市暴力団排除条例（平成23年栃木市条例第62号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人にあっては理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体にあっては代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第5号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、市内に存する事業所において省エネ診断を受診する事業（この告示の施行の日以後に実施するものに限る。）とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業に要する経費（省エネ診断を実施する者に支払うものに限る。）とする。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、補助対象経費相当額（その額に1,000円未満の

端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1事業所につき2万5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一事業所における同一内容の補助対象事業に係る補助金については、1事業所につき1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、栃木市省エネ診断支援補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を実施した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 実施した事業が補助対象事業であることを証する書類
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) 補助対象経費の内訳が確認できる書類
- (4) 補助対象事業が完了したことを証する書類
- (5) 市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営んでいることを証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第9条 規則第9条の規定により、補助金等交付請求書に添える書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 この補助金については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

(告示の失効に伴う経過措置)

- 3 この告示の失効の日の前日までに、補助対象事業を実施した者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。